

足立区教育委員会会議録

[illegible]

平成 2 7 年 4 月 1 0 日

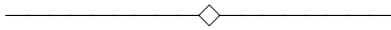
足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから本年第 4 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

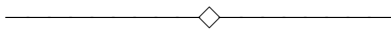
本日の出席委員は、定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に小川清美委員、花岡委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。



○教育長 それでは日程第 1、第 5 2 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 5 2 号議案 足立区教育委員会教育長職務代理者の指名について。

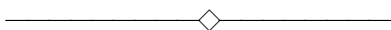
以上。

○教育長 足立区教育委員会会議規則第 8 条の規定により、教育長職務代理者の指名を行います。

私から指名することになっておりまして、職務代理者に小川正人委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、足立区教育委員会教育長職務代理者に小川正人委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。



○教育長 次に日程第 2、第 5 3 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 2、第 5 3 号議案 足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について。
以上。

○教育長 第 5 3 号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、私より議案についてご説明申し上げます。

資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

第 5 3 号議案 足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、ご審議をお願いするものでございます。

今回は委員の定数の変更をご審議いただくものでございます。

目的等につきましては、3 ページをご覧くださいと思います。

改正の理由でございますが、ご案内のとおり平成 27 年度を「子どもの貧困対策元年」と位置づけておりまして、この青少年問題協議会におきましても、この貧困対策につきまして、関係機関との情報共有、相互の連絡調整を図っていかねばならないということでございます。

そのために、足立区に勤務する職員として、貧困対策に直接かかわっている「子どもの貧困対策担当部長」と、就労支援等を実施しております「産業経済部長」を新たに加えることをご提案するものでございます。

改正の内容でございますが、第 3 条にあります委員の定数「60 人以内」を「62 人以内」、区に勤務する職員の人数を定める同条第 5 号中の「10 人以内」を「12 人以内」に改めるものでございます。

なお、先ほど委員の皆様には現在の名簿を配付させていただいたところでございます。

施行年月日でございますが、公布の日から施行

するということでございます。本日ご承認をいただければ、第2回の区議会の定例会に上程し、議決後、「今後の方針」にありますように、7月に予定されております第7回教育委員会に規則改正を上程いたしまして、該当職員を加えるという手はずを整えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第53号議案についてご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがですか。

○小川（正）委員 確認ですけれども、改正理由で、区として貧困対策元年に位置づけすると。それにかかわる担当部署というか委員を入れるということで、その趣旨については全く賛成で、この条例については基本的に賛成です。この中身に直接関係はないのですけれども、今まで教育委員会から、この青少年問題協議会の委員を1人選出してきて、それは教育委員長が自動的に選出されていたと思いますが、今度教育委員長がなくなったので、教育委員会からは今度どなたが出ることになるのでしょうか。職務代理者が出るということになるのでしょうか。

その辺を確認しておいたほうがいいかなと。条例の中身とは直接関係ないのですけれども。

○教育長 青少年課長。

○青少年課長 条例の定めでは、教育委員会から1名という決まりになっておりますので、特に職務代理者というわけではございません。

○小川（正）委員 わかりました。では、後でまた、決めるわけですね。

○教育長 ほかにございませんか。

（なし）

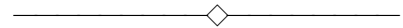
ないようですので、これより第53号議案 足

立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって本案を原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第3、26受理番号1の陳情を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、26受理番号1 平成28年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養う教科書の採択を求める陳情。

以上。

○教育長 26受理番号1の陳情につきましては、平成26年第10回の定例会におきましてご審議いただき、以降継続審議となっております。

その後、変更などの動きがありましたら、報告をお願いします。

教育指導室長。

○教育指導室長 特に変更点はございません。

○教育長 本陳情につきまして、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○小川（正）委員 陳情にかかわる状況について、変更はないということですが、今日報告事項で中学校の教科書の採択にかかわるスケジュールと、調査項目を報告していただいて、いよいよ中学校の教科書採択について作業が始まるということになります。今までは中学校の教科書採択の作業が始まっていない段階で、この陳情については留保していたわけですが、今度中学校の

教科書採択の作業がスタートしますし、後からやりますけれども、採択項目等々についても、ほぼ確定していますので、その辺を踏まえて、この陳情についても教育委員会として採択・不採択の意思決定をしてもいい時期ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 皆さん、よろしければ報告の③、④が今回の当該中学校の図書の採択の日程、あるいは調査項目ですね。この報告を受けてからということにしますか。

では、予定を変更して、この報告事項を先に報告していただいて、その上で陳情の審査に入りたいと思います。

教育指導室長。

○教育指導室長 それでは、説明させていただきます。

まず8ページをご覧ください。「平成28年度足立区立中学校使用教科書図書調査項目の決定について」と件名、所管名を記載させていただきます。

中学校の採択要綱が次のページから書かせていただいております。前回、小中で要綱を定めさせていただきましたけれども、一部、第2条第2項の調査項目等に変更がございましたので、新たにここに出させていただきました。

変更点は、(1)内容、(2)構成及び分量、(3)学習活動の後、「(4)教科別の長所、特色」、ここを新しく入れさせていただきました。

「(5)その他の長所、特色」ということで、まずはこのような要綱を出させていただきました。

続きまして、13ページをご覧いただきたいと思います。調査項目のさらに詳しいものを出させていただきます。

共通項目ということで、「1.内容」、「2.構成及び分量」、「3.学習活動」と、これは、どの教科も共通して調査をいただく項目になって

おります。下から教科別項目、ここは国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語。教科の特色というところで、調査項目を教科別に設定させていただいております。

そのひな型が14ページ、これは国語の例でございます。国語の共通項目と、教科別の項目を記載しているものがこちらになります。

続いて16ページをごらんください。教科書採択の日程等についてご説明をさせていただきます。平成28年から31年度に使用する、中学校の使用教科用図書の採択でございます。

採択内容、採択種目は15種目、下に書いているものが採択種目になっております。

それから「2.教科書展示」ですが、平成27年6月9日から6月18日が特別展示、6月19日から7月2日が法定展示となっています。土日も含むということになっています。

展示時間は、午前9時から午後7時。ただ、足立区役所の1階では、展示についての時間を午前10時から午後6時とさせていただきます。

展示場所は昨年度よりも1か所多くして3か所、足立区役所を新しく増やしまして、子ども支援センターげんき、東京芸術センターの3か所で教科書展示をさせていただきたいと思っております。

採択日時に関しては、8月7日の教育委員会定例会で採択の予定となっております。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございました。

今の報告3と4も含めて、質疑があればお願いします。いかがでしょうか。

○小川（正）委員 これは、今日採択・不採択の意思表示を教育委員会としてするということを前提に意見交換をするのですか。

○教育長 そうですね。そうしていただければと思いますが、それについてももし異議があればお願いします。

よろしいですか。ご意見があればどうぞ。

○小川（正）委員 この採択については、私は以前から一貫して陳情の内容について疑義があるというか、適性を欠くということで、不採択という意見表明をしてきました。

どうして不採択という意見なのかというと、教育指導室長からお話があったように、足立区の教科書採択の調査項目等々については、共通項目として内容とか構成分量、学習活動、そして教科別項目としても各教科で特に留意すべき事項ということを重点的に記載していて、かなり公平に、多面的な調査項目を踏まえて採択する、調査研究の上で採択するというので足立区では進めてきております。

そういうこれまでの、そしてこれからの教科書採択に当たっての多様な観点での検討という採択基準に対して、この２６受理番号１の陳情の中身というのは、多様にある採択の項目の中で、とりわけ歴史とか文化とか、愛国心、道徳心という、そこだけを非常に強調されて、それを重点的に採択の基準としようという趣旨ですので、やはり教科書の採択というのは、先ほど言ったような、多様な、多面的な観点で、公平に採択するという方向性が大事だと思いますので、こういう１項目だけを強調するというのは不適切ではないのかというのが１点と、もう１点は、陳情書の中身です。

従来の足立区の教科書採択については、教員が扱いやすいとか、使いやすいということを非常に重視して採択してきた経緯があるという趣旨が陳情書の中に書かれていました。

これについては、私は事実誤認だと思います。そういう教師が使いやすいという１点だけ、そこを重視して教科書採択をしてきたわけではありませぬので、その点についても陳情書の中身というのは事実誤認があると、そういうことも含めて、私は２６受理番号１については不採択という意見

を、これまでどおりこの場で述べさせていただきます。

○教育長 今、小川正人委員から不採択にすべきではないかというご意見がありましたが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

よろしいですか。

○花岡委員 今まで定例会で不採択ないし継続審議ということで決をとってきたわけですが、その過程は、この調査項目がまだ出されていなかったということで継続審議ということでありましたので、今回こういう形で教育指導室から出ておりますので、採決をとっていただければと思います。

○教育長 態度とするとどちらですか。

○花岡委員 僕は不採択でいいかなと。

○教育長 小川清美委員も。

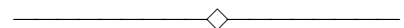
○小川（清）委員 はい、そのとおりです。ここで今回不採択をとるということで。

○教育長 それでは、採決に移りたいと思います。

本案は、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって本案は不採択とすることに決定しました。



○教育長 次に日程第４ 受理番号１の陳情を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第４ 受理番号１ ２０１６年度より使用する中学校教科書採択についての陳情。以上。

○教育長 受理番号１の陳情につきましては、宮本学校教育部長より説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 受理番号１の陳情につきましては、

お手元の資料、請願文書表として別冊になっているものが陳情内容でございます。資料の４ページでご説明申し上げます。

件名と所管部課は記載のとおりでございます。陳情の要旨につきましては、足立区の中学校で使用する教科書採択に当たっては、教員や保護者、区民の意見が反映されるとともに、日本国憲法及び「足立区平和と安全都市宣言」の精神が考慮されることが必要であり、そのためには教科書展示会場を増やし、また展示時間を延長すること。寄せられた区民の意見が教育委員会の審議に生かされるようにすること。教員が十分に検討できるよう、環境整備を各学校に徹底すること。教育委員会の自主性を貫くことなどを求めるものでございます。

陳情者の住所等につきましては、別紙・請願文書表のとおりでございます。

内容及び経過でございますが、学校教育基本法の改正、そして学習指導要領の全面改訂に伴いまして、その趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書を採択するというものでございます。

中学校につきましては、平成２８年度から３１年度まで新たな教科書を使用することになります。

次に、採択の手順でございますが、本年４月３日付で教育長決定をいたしました採択要綱に基づきまして調査項目を決定いたしました。（３）に記載の教科用図書研究会の調査・研究、（５）に記載の教科用図書調査委員会の調査、そして（６）に記載の教科用図書検定委員会の検討を経まして、最終的に（７）に記載の教育委員会において採択していただくことになります。

説明は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

本陳情につきましてご意見等がありましたらお

願いたします。いかがでしょうか。

○小川（清）委員 どれも至極当然という事項ばかりだと思いました。陳情されているのですが、これをどのようにこちらが理解するのかということかと考えております。

○小川（正）委員 今の発言の趣旨には大体賛同というか、踏まえての発言なのですが、先ほど不採択した陳情については、教科書採択の基準の内容等々について踏み込んだ陳情だったので、私自身不採択だと意見を述べたのですが、今度の「２０１６年度より使用する中学校教科書採択についての陳情」については、そういう採択基準の内容云々ということよりも、むしろ採択に当たっての手続きとか、手順とか、あとは住民とか学校、教職員の意見を十分踏まえての採択等、そういう手続きにかかわることですので、私はその点について、前の陳情書とは違う性格のものだというのは理解しています。

それともう１つ、ここで陳情の理由等々については、内容を読ませていただくと、これまで足立区の教科書採択の作業等で踏まえてきた内容ですので、この陳情を受けることで、新たに試みるという内容はほとんどないのです。

確認ですけれど、例えば教科書展示会場を増やすこととか、展示時間を延長するとか、夜間でも閲覧できるようにするとか、学校現場における勤務時間内での閲覧時間の確保、校内での教科ごとの検討時間の保障等々について各学校に提言することというのは、足立区はこれまでもこういうところに留意してやってきていたと思います。その辺をもう一度事務局に確認したいのですけれども、ここで陳情に出されているさまざまな要求というのは、実際どうであるかというのを確認した上で、私とすれば足立区が当然の手続きとしてやってきていることなので、一見採択してもいいのかなと思います。ただ、その足立区がやってきた

取り組みを確認するような陳情というのは採択するか不採択するかというのは、区によって陳情の扱い方がだいぶ違うという話も聞いています。足立区はその辺、そういう陳情内容についてはこれまでどういうふうに扱ってきたのかということも確認した上で、意思決定したほうがいいのかと思いますので、この２点をお聞かせいただければ。

○教育長 教育指導室長。

○教育指導室長 それでは、ご説明させていただきます。

まず会場については、今回２か所から３か所にふやすことにさせていただきました。区役所の１階を展示会場とさせていただきましたが、ここは安全管理上のことがあって、毎回片付けなければいけないということで、時間は午前１０時から午後６時とさせていただいております。

ただ、それ以外のところは勤務時間終了後、両方とも北千住、西新井の駅に近い場所に設置しておりますので、勤務時間内にも十分対応できると考えております。

昨年度、小学校の際に水曜日等の勤務時間の中で、校長の指示のもと、教科書展示に来ているというようなことがありますので、その点は大丈夫かなと考えております。

今回は特に、先生方にはゆっくり読んでもらおうと配慮しておりますので、その点は、昨年度から十分配慮しているところでございます。

私からは以上です。

○教育長 今、小川正人委員からあった願意が満たされている場合の採択の有無についてはいかがですか。２つ目のご質問はそうでしたよね。

○小川（正）委員 はい。

○教育長 教育指導室長。

○教育指導室長 昨年度、教科書に関する陳情がございました。願意を満たしているというよりも、既にこのことについては実施しているという場合

については、教育委員の方々から不採択をいただいたということでございます。

○教育長 ありがとうございます。それを踏まえてご意見があれば、いかがですか。よろしいですか。

それでは、採決に移りたいと思います。本案は不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

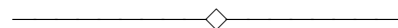
○小川（正）委員 陳情の趣旨は十分理解しているし、それは足立区で既にやっていることですので、了解という意味での不採択ということですね。

○教育長 もう一度、それでよろしいですか。そういった意味で不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

実際に実施されるということもありますので、よろしければ陳情者にその辺りも説明していただくということにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。そのようにお願いいたします。



○教育長 次に、追加の日程になります。日程第５ 第５４号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第５、第５４号議案 足立区教育委員会教育長の選挙事務従事について。

以上。

○教育長 第５４号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いします。

学校教育部長。

○学校教育部長 第５４号議案につきましては、口頭にて説明させていただきます。

件名は、「足立区教育委員会教育長の選挙事務

従事について」でございます。

本年５月１７日に行われます、足立区議会議員・足立区長選挙につきましては、大規模な人事異動があった年度当初の選挙となります。

そこで万全を期すため、教育長に総括責任者として開票事務への従事依頼がございました。

事務従事に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１１条第７項に基づきまして、教育委員会の許可を受ける必要がございます。そのために、本議案を提案させていただいております。

説明は以上でございます。

○教育長　ありがとうございます。

ただいま説明がございました。これより本案の審議に入ります。

第５４号議案についてご質問、ご意見がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。質疑はありませんか。よろしいですか。

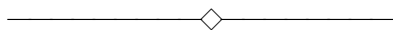
（なし）

ないようですので、これより第５４号議案　足立区教育委員会教育長の選挙事務従事についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することといたします。



○教育長　続いて報告事項に入ります。①について、永井生涯学習振興公社事務局長にお願いします。

生涯学習振興公社事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長　資料の５ページに基づきまして、ご報告させていただきます。

（旧）千寿第五小学校放課後子ども教室安全管

理員の慰謝料請求の補償について、和解が成立いたしましたのでご報告いたします。

所管部課名は記載のとおりでございます。

原告は（旧）千寿第五小学校放課後子ども教室の安全管理員スタッフであった個人で、被告は足立区を相手としております。内容は、慰謝料１０万円でございます。

請求の要旨でございますが、平成２５年３月までございました千寿第五小学校で、スタッフとしてボランティア活動をされていた方が、千寿第五小学校のプール解体工事の差し止めを求める仮処分の申立人の１名であったということ、それを理由に引き続いて平成２５年４月にスタートした足立小学校の放課後子ども教室のスタッフとして継続できなかったということ。それにより、行政の不当行為があったとして損害賠償を求めたものでございます。

論点といたしましては、スタッフの選任は雇用ではありませんので、継続してということには当たらないこと。また、スタッフの選任は区ではなく、実行委員会である足立区生涯学習振興公社が行ったものであること。

したがって、区がそれについてのかかる不法行為はなかった、存在しなかったことなどが論点となっております。

これにつきまして、裁判所からの和解勧告がございまして、平成２７年３月３１日をもって和解が成立いたしました。

和解の趣旨については記載のとおりでございますが、原告の一部の主張にありました安全管理員に選任しなかったことにつながったことを認めていること、その対応が適切でなかったことを認めたこと、今後区としては放課後子ども教室実行委員会に対し、同様のことがないように指導・助言することなどということになっております。

私からは以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

報告事項が全て終わってから質疑に入りたいと思っていますので、②について太田学校適正配置担当課長、お願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 資料 6 ページになります。

「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について」、ご報告をさせていただきます。

まず、「上沼田小学校と鹿浜小学校の適正規模・適正配置実施計画について」でございます。

両校につきましては、去る 3 月 25 日に閉校式を執り行いました。出席者、主な内容等は記載のとおりでございます。

また、統合新校ということで、鹿浜五色桜小学校の開校式を 4 月 6 日午前 9 時から実施したところでございます。こちらは鹿浜五色桜小学校の体育館で、区並びに教育委員会からの告辞、新校旗の授与、新校歌の斉唱などを行ってございます。

また、統合地域協議会ニュースの発行を行ってございます。

次に、「鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について」でございます。こちらにつきましては、第 10 回統合地域協議会を去る 3 月 16 日に開催したところでございます。内容等につきましては、地域に協議会ニュースを発行してお知らせをしたところでございます。

ページ移りまして、7 ページをご覧ください。こちらは、「上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画（案）について」ということで、去る 3 月 11 日に第 1 回統合地域協議会を開催いたしまして了解が得られましたので、3 月 20 日付でこちらの実施計画が正式決定したところです。こちらについても、協議会ニュース等で地域にお知らせをしたところでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。③と④は先ほ

どの終了しておりますので、⑤と⑥について、浮津教育指導室長、お願いします。

教育指導室長。

○教育指導室長 件名、所管部課名は記載のとおりです。

17 ページをお開きください。第 4 回足立区いじめ問題対策委員会を 3 月 19 日に実施しましたので、報告させていただきます。

教育委員会にも報告をしました第 3 回のいじめアンケートの結果、これについてご報告をさせていただきました。

また未解決事案については、その時点で小学校が 9 件、中学校が 12 件、計 21 件の未解決があったということは、本年度新たに継続して対応してまいりたいと思います。

平成 26 年度のいじめの防止については、昨年度から始めましたメールによるいじめの相談が、年間通じて 17 件ですけれども、その全てを学校に連絡し、連携をとって解決ということになっています。

それから、委員からのご意見としては、いじめということで、特別支援にかかわる児童、生徒の関係ということがあるので、それについては保護者と十分連携すること。あとは、こども支援センターげんき等とも連携して、丁寧に対応するようなお話をいただきました。

今後の方針としては、さらに来年度教育委員会と学校が連携をして、いじめの未然防止、早期発見に努めていってほしいということでした。

続きまして 18 ページ、学校事故の報告についてご説明させていただきます。

3 月分、管理下で 5 件、管理外で 3 件。管理下については小学校 3 件、中学校 2 件。管理外では小学校 1 件、中学校 2 件の合計 8 件となっております。

交通事故の事故内容ですが、飛び出しと、自転

車の２人乗りでけががあったという報告を受けております。

また授業中は、体育の授業で指の骨折等があったという報告を受けています。

あと（３）、休み時間に関しては、休み時間に友達同士でけんかということの報告を受けております。

各学校については、これは昨年度１年間継続して交通事故の防止ということについてはお話をさせていただいています。また学校も始まっているので、春の交通安全等もスタートしているところですので、徹底をしてまいりたいと思います。

あと、授業中のけがについては、未然防止もそうですが、仮にけがをしてしまった場合は、早く治療を行う、また家庭との密接な連絡を徹底してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

それでは⑦と⑧について、山根子ども・子育て施設課長、お願いします。

子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 私からは、⑦と⑧の認可保育所の開設、運営事業者の決定についてご報告をさせていただきます。

お手元の資料の２０ページをごらんください。

「認可保育所の開設・運営事業者の決定について」でございます。３か所の決定でございます。

平成２７年３月２０日に開催いたしました、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会の選定を経まして、平成２８年４月に認可保育所を開設する事業者を決定いたしましたので、ご報告いたします。

初めに、千住龍田町区有地活用の認可保育所でございます。こちらの住所につきましては、千住龍田町の児童遊園跡地に設置されるものでございます。

事業者につきましては、社会福祉法人信正会が決定ということになりました。

施設の計画でございますが、認可保育所として、定員８０名、０歳から５歳ということで、平成２８年４月に開設の予定でございます。

続きまして、２１ページをお開きください。

新田二丁目区有地活用によります認可保育所でございます。こちらの事業者につきましては、株式会社こどもの森が決定事業者となりました。

計画といたしましては、定員６０名。０歳から５歳ということで、平成２８年４月に開設予定でございます。こちらの予定地は、地域包括支援センター新田の跡地になります。

続きまして３番目でございます。千住地域における民設民営による認可保育所でございます。

こちらにつきましては、決定事業者が子どもの森になります。こちらも認可の保育所として定員が８０名、０歳から５歳となります。

平成２８年４月開設ということで、緑町の二丁目５番に建設予定でございます。

今後の方針ですが、平成２８年４月の開設に向けまして、事業者と協議を進め、スケジュールに間に合う形で進捗の管理をしていくとともに、地元の方々に丁寧に説明をしていきたいと思っております。

続きまして、資料の２６ページをお開きいただきたいと思います。

区立花畑保育園の民営化に伴います、民設民営事業の運営事業者の決定でございます。

区立花畑保育園については、地域の保育需要の増加及び園舎の老朽化ということで、園舎の拡張を行うということで建て替えを行うことになりました。

建て替えに当たりましては、新園舎の建設と同時に民営化となりますので、従来からありました花畑保育園の場所から東に移動した地区に建設を

するということで、URが入札により、最後は公募によって決定する形になりました。

決定の事業者につきましては、社会福祉法人樺機会となりました。認可保育所といたしまして、定員は170名、0歳から5歳ということで予定しており、平成28年4月の開設を予定しております。こちらの予定地としては花畑三丁目になります。

こちらの事業者も平成28年4月の開設でございますので、決定事業者と協議を進めて、引き続き保育等につきまして、スムーズな民営化の形で、保育所の開設に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

ただいま、各関係所管から報告事項がございました。これらの件につきまして、各委員から質疑、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。いかがですか。

○小川（清）委員 ただいまご報告をいただきました保育所の開設のことですが、今いろいろなところで保育所の建設反対運動があったりということがニュースになったりしていますけれども、資料に保育所建設について地元で丁寧な説明を行うように要請するという今後の方針があるのですけれども、予測とかそのあたりのことがわかったら教えてほしいということと、あとは向こう何年間という期限がありますが、その見直しをする期限がいつかも教えてください。

というのは、事業者が手を挙げてくださって決まったところもある一方で、たった1事業者しか手を挙げてくださらなかったというところもありますので、このあたり、本当にこれでいいのかということもありますので教えてください。

○教育長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 小川清美委員からご質

問がございました地域との関係でございますが、花畑保育園等の民営化施設におきましては、今通園されている保護者の方々から民営化についての説明とか、それから今後どうなっていくのかというような形、それからこの場所ではなく離れた場所になってしまうことで、従来から通われた方で近かった方からは、やはりその場所等についての厳しいご質問もいただいていると伺っております。

しかし中には、やはり新しくこの地域についても、この六町の駅から近いところになりますので、皆様方からのお話は両論、厳しいお話と、それから好まれるという形の意見と両方あるように聞いております。

それから、千住地域と新田地域につきましては、従来から待機の方々が、地元の方々の中からも多くありまして、こちらにつきましても、要望としては建てていただきたいということではあるのですけれども、建った後に住宅地の中にあるという形になってきますと、住民の方々と、中には子どもの声等について非常に懸念を表明される方がいらっしゃいますので、こちらについても、建った後も引き続き子どもの声とか、それから周辺の車の出入り等についても配慮するように、丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

続きまして3番目の、千住地域における緑町の保育所につきまして、1件の事業者しか手が挙がっていませんということで、こちらについてでございますないということでございますけれども、今回25ページの資料に全体の配点の割合を右側の端に示させていただいております。

こちらで、全体の評点の76%というのは、非常に高い評点でありまして、こちらについても低い評点になっているようでありましたら無理に公募とかをするような形ではなく、再度事業者を募るという形で精度を上げていくようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川（清）委員 年限は。

○教育長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 今のアクションプランと言われておりますプランにつきましては、毎年のように改定をしております。

その中で、保育需要がある地域を抽出いたしまして、この地域に事業者が受けられるような形で民設の土地とか、それから区有地についても出していくような形をと思っておりますので、こちらについては、計画としては民営化の計画があるのですが、アクションプラン計画といたしましては、今年度再度改定して、待機者を見ながら計画を進めていくようにしたいと思っております。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 ただいま課長が説明をいたしましたアクションプラン、これは2年間の計画でございます。

この長期計画としては昨年、5年分の計画を立ててございます。これは5年後には、できれば待機児童をゼロにしたいという状況でございまして、この5年間でできるだけ早い時期に達成できるように努めてまいりたいという考えでございます。

○小川（清）委員 建てたらいいのではなくて、今度は建てた保育所の評価、第三者評価をしていくと思いますが、それで見直しというか、常にその評価をどういう形で考えていらっしゃるのかを教えてください。

○教育長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 新制度が4月から施行されまして、こちらの事業所についても確認行為を行っていくということが、自治体に対しては求められているところでございます。

従来からも保護者や、いろいろな方々からの苦情とかご意見をいただいた段階で、区も個別に指導とかも事業者にはしているところなのですが、

こちらでも今年度、内容につきましても整理をした上で、事業者に対しての指導、それから質の向上の部分も区としても策定して、取りかかってまいりたいと考えております。

ただそれが、今後どのように具体的な形でというのは、また要望等についてもお諮りしながら策定してまいりたいと考えております。

○小川（清）委員 これからということなのですね。

第三者評価は、既にやらなければいけないのですから。

○教育長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 第三者評価につきましては、これからこちらの、設立する前のところについての認可につきましても、東京都に進達をして、こちらは既に行っているところでございます。

ただ、こちらの継続した形での毎年の指導、検査をやっていく確認につきましては、これから区で策定をしていくということでございます。

○教育長 よろしいですか。しっかりやるという答えが聞きたかったのではないですか。

○小川委員 そうですね。納得はしませんが、今のところは伺っておきます。

○教育長 ほかはいかがですか。よろしいですか。

桑原委員。

○桑原委員 本日の報告の中では、多分学校事故報告になると思うのですが、新年度が始まりまして10日経ちました。新卒の先生、新任の先生方も150余名足立区に入りました。部署の変わった方もたくさんいらっしゃると思います。

そういった中で、子どもたちの個人情報の扱いというのを事故のないように、改めてお願いしておきたいと思って発言させていただきました。

今だと、タブレット端末、PCとかUSB、本当にたくさんの情報が入るようになっていきます。そういった扱いについて子どもたちの個人情報、紛失したりとか、どこかに行ってしまったという

ことがないようにしていただければと思います。

以上です。

○教育長 教育指導室長。

○教育指導室長 桑原委員からお話をいただいたように、大切な個人情報ですので、管理等を徹底、また研修等でも徹底してまいります。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 私どもでも保育園、それから幼稚園も所管してございますので、改めて新年度に当たりましてはしっかり管理するように通知を出したいと思います。

○教育長 ほかに質疑ございますか。

○花岡委員 今答弁があったのですが、23ページから25ページの審査結果表なのですが、今出た個人情報の件で、各事業者とも個人情報の「取り扱いルール・明示・教育」が、これは龍田町が555点、それから新田が550点、それから千住が同じく550点。7割が合格という形で今まで聞いていたのですが、これは7割っていないですね。

ということで、今話がありましたけれども、きちんと指導をしていただければと思います。

以上です。

○教育長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 今、花岡委員がおっしゃられたところについて、それ以外のところも、70%を下回っているところにつきましては、事業者とお話を進めまして、そちらが高い形の内容になりますように、指導をしてまいりたいと思います。

○教育長 ほかにいかがですか。

報告事項についてはよろしいですか。

その他、ございましたらどうぞ。

○小川（正）委員 貴重な時間を使って申し訳ないのですが、今日は新しい教育委員会制度に移行して最初の定例会でして、教育長及び事務局

にお願いが幾つかありますので、少し発言させていただきます。

1つは、昨年末の「開かれた学校づくり」協議会の会長さん、役員さんと教育委員会の意見交換の際に、分科会の1つで「開かれ」協議会や学校運営協議会の今後のあり方についていろいろと議論を交わしました。

その中では、いろいろな意見があったのですが、例え、今のような「開かれ」協議会と学校運営協議会という2重構造のやり方で果たしていいのだろうかというご意見も含めて、今の「開かれ」協議会、学校運営協議会のあり方に関しては、今後いろいろ検討すべき課題があるのかなと思います。

ただ、その際に国の動きが非常に今急ピッチでして、国の動きも見据えてやらないと大変なことになるということで、少しお話をさせてください。

来週の14日火曜日に、中教審に対して、文部科学大臣から学校運営協議会のあり方について検討せよという諮問が出されます。

その中身については、今コミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会というものが、全国でも1,000幾らでなかなか普及しない状況でありますし、あと、今後いろいろな教育課程の課題を考えると、やはり地域と学校がより強く連携し、なおかつ地域保護者の意向を学校教育により強く反映させるという流れが強まるので、今のような学校運営協議会のあり方を少し見直していくと、文部科学大臣が中教審に諮問するようです。

これから議論をしますので、どういうところにソフトランディングするかというのは、なかなか今の段階から言うのは難しいのですが、基本的には学校運営協議会については任意設置ではなく、各学校に設置義務が課される方向におそらく法律改正が動くのではないかと思いますし、そうなった場合に、今、学校運営協議会に権限が与

えられている、人事についての意見具申等々については、おそらくこれは法律上削られるのではないかと思います。

学校運営協議会がなかなか広がらない最大の理由というのは、教育委員会や学校側のそういう人事について意見具申するというのがかなりのネックだという話もあるので、それを見直していく方向なども検討されるのではないかと思います。

しかしもう一方では、学校の運営方針については学校運営協議会の了解を得るとか、その辺も含めて必置の方向でおそらく動くと思うのです。

この秋には中教審の答申が出され、来年の通常国会には法律改正案が出るというスケジュールで動きますので、遠い将来の話ではなく、来年の通常国会で法律改正すれば、遅くとも再来年度から学校運営協議会に関する新しい国の方針が出てくることになりますので、今、足立区でやっている「開かれ」協議会と学校運営協議会、この辺のところはそういう動きも含めてちょっと再整理して、足立にふさわしい学校運営協議会のありようというのを、遅かれ早かれ検討していかなければならないので、それを少し頭に入れながら、今の「開かれ」協議会と学校運営協議会のありようというのは、今から少し検討し、なおかつ準備しておいたほうがいいのかと思います。それが1つです。

2つ目はお願いなのですが、これは前回の教育委員会の最後に私から言っていたことなのですが、教育委員会が新しい体制に変わったといっても、教育委員会の機能というのはかなり継続する部分があって、重要な教育委員会の役割というのは、教育長以下事務局の執行実務を区民の目、ないしはそういう外部からの目できちんと評価をして、その評価した内容を区長や議会や、地域住民に発信して、そこでいろいろ意見交換しながら区の教育行政のあり方を再吟味するという、そういう役割は、教育委員会の重要な役割として、

新体制に移っても、それは変わらないと思うのです。

むしろ、そういう教育長以下の事務局に対する評価チェック、そういった情報を地域や区議会や区長に発信するというのは、今まで以上に教育委員会の役割として重視されると思うのです。

そういう時期にもかかわらず、実は昨年度教育委員会による評価はされませんでした。それについてはいろいろと事務局から説明があって、2学期制とか学校選択制等々の見直しがあって、そのために外部の有識者の会議を設置するというような諸事情があって、教育委員会のそういう事業評価というのは行えなかった。

区の教育行政の評価については、区がやっている行政評価がありますね。それ1本で去年は終わってしまったのです。

区の行政評価があるから、改めて教育委員会でやる必要はないのではないかという意見も一部にはあったようなのですが、私はやはり区の行政評価と教育委員会がやる行政評価というのは全く違うものだと思います。

区がやった教育行政にかかわる行政評価を私は読んだのですが、言葉は良くないのですが、詳しく学校現場とか教育行政の事情を知らない方が教育行政を評価する際にどこに頼るかということ、事務局が提出する量的なデータに基づいての評価なのです。

量的な評価では見える評価はあるのですが、なかなか見えないところもあります。やはり質的な評価というものはすごく重要です。むしろ、区の行政評価が量的な評価に偏ってやられている部分もあるので、それを補ってきちんと教育委員会事務局の施策を評価するためには、やはり質的な評価を教育委員会がやったほうがいいと思いますし、実際これまで教育委員会がやってきた評価というのは、そういう質的な評価で、それなりの

重みを持った評価ができたと思います。

ですからぜひ、昨年はいろいろな事情でもって教育委員会の評価がなくなりましたが、やはり新しい教育委員会制度に移行することも踏まえて、教育委員会の評価は区の行政評価とは違う意味を持っているし、機能があるのだということを確認して、ぜひやってほしい。

もう1つ、やるからには区の行政評価と同じ1年前の事業の評価ではなく、今の評価をやって、その教育委員会のやった評価を区の行政評価に生かすような、そういうサイクルをぜひつくっていただきたいと思う。

そのほうが区の行政施策、ないしは区の行政評価に、教育委員会のそういう質的な評価が非常に有効だと思いますので、そのためには教育委員の仕事はすごくハードで、短期間にしなければダメなのですけれども、それくらいの覚悟は教育委員の方々、皆さんお持ちだと思います。

それくらいの覚悟でやりますので、ぜひ教育委員会による評価をやっていただきたいと思っています。

3つ目は、会議の持ち方なのですが、定例会はいろいろな案件を処理しなければならないので、区役所で区の各担当の職員の方の出席のもとでやらざるを得ないのですけれども、協議会についてはむしろ自由に意見交換できますし、また協議会が扱うテーマ以外、関係のない職員の方は別に協議会に参加されなくてもいいですので、そこはかなり臨機応変、柔軟にできるというのが、協議会の良いところだと思います。

ですから、協議会はほかの教育委員会と比べて足立区は月2回ペースでやっていますので、この良い伝統はこれからも続けてほしいし、できれば前の教育委員会で幾つか試みたのですけれども、地域や学校に出かけて行って、そういう地域や学校の関係者と自由に意見交換するような協議会も、

ぜひやって頂きたい。

以前、1回か2回は学校に出かけてやりました。校長、教職員と一緒に、学力向上施策をどうするかということについていろいろな議論をしたのですけれども、そのあたりも新しい教育委員会制度のもとで、地域や学校、ないしはいろいろな地域をある意味では移動する形でもって、移動教育委員会みたいな感じでやるというのをぜひやってほしい。

あと、協議会は非公開が原則のようなのですが、やはり協議会の中身というのは非常に本質を突くような、足立区の教育をどうするかということ、かなりいろいろ本音でもって議論できる唯一の場で、そこに出される様々な考え方とか情報というのは非常に重要だと思うのです。

ですから、その全部をオープンにするというのは、データの是非公開のデータを使って協議する場面もありますので、全てを公表する必要はないのですけれども、少なくとも協議会ではどういうテーマで、どういう意見交換をやったかという、協議の概要ぐらいはきちんとまとめて、そして公開していいような資料やデータについては、協議会の審議概要や協議概要を整理した上で、定例会の議事録と同じように公開するというのをやられていいのではないかと思います。

これまで協議会は、非公開ということで、協議会をいつやったということすら「教育委員会だより」には載っていないので。

足立区は定例会のほかに協議会を月2回もやっていて、非常に活発にやっているのです、その辺の発信をオープンにしているのではないかと思いますけれども、その辺も含めて、少し検討していただければと思います。

長くなりましたけれども、新教育委員会制度に移行後の最初の定例会ですので、少し余分なことも含めて意見を述べました。教育委員として新た

な決意を述べさせていただきました。ほかの委員の方もおそらく意見があると思いますので、ぜひ初回ですので、ご発言をお願いします。

○教育長 では、どなたかいかがですか。

○花岡委員 今、小川正人委員が言われましたけれども、ほぼ同感です。いろいろと意見を言う場、意見交換をする。そこから発想が出てきて、いろいろな良い方向に進んでいくのではないか。それが足立の子どものためにということが生きてくると思いますので、ぜひ出していただければと思っています。

また、今、新教育委員会制度ということで、私はあと1年の任期ですので、前にもお話をしましたけれども、この1年間である程度総括という意味も含めて、教育委員の仕事をきちんと全うしていきたいと思っています。

○小川（清）委員 私は幼児教育、保育の立場から教育委員になっているのですが、今まで2年間、どういうわけか現場からのお声がなく、1園も行っていないです。

3月末にある小学校の卒業式に行きましたときに、そのすぐ近所の保育園の園長先生が来てほしいということをおっしゃってくださって、私も行きたいと言って。ですから、これからは少し保育現場にも顔が出せたらいいなと私は考えています。

私はあと2年です。よろしくお願いいたします。

○桑原委員 任期は私が一番短くて、今年12月なのですが、小川正人先生がおっしゃった3つ、CS（コミュニティスクール）、それと教育委員会による評価の件と、協議会の公開の件。

私は保護者代表なので、小川正人先生がおっしゃった移動教育委員会、地域に出ていくというのは、特にとても良いことだと思います。

あともう1年もないのですが、足手まといにならないように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 委員の皆様の熱意を非常にひしひしと、物すごいパワーを感じました。

会議の仕方云々については、ぜひまた今後の協議会で議論して、我々もそれまでにいろいろな案を考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、先ほどあった「開かれ」協議会とCSの統合云々については、私も全校に「開かれ」協議会があって、これだけ地域で学校を支えるという自治体はないと思うのです。

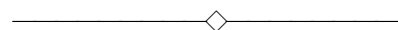
なので、それを上手に消化していく、そういうプランを考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから教育委員会のあり方のところでも、チェック機関であるということと同時に、私は私どもを導いていただけるのも教育委員の皆様だと思っていますので、活発な議論をやりたいし、そのためには評価はとても大切で、子どもたちや先生には「成長が実感できる教育」と言いながら、では我々はどうなのかということになってみると、ぜひそういうご評価をいただいて、よくやっていると褒められるのは我々にも良いことなので、ぜひどういうやり方が良いのかを検討させていただきたいと思います。

いずれにしても、新しい制度が発足して初回の委員会で、このような議論ができたのは、私は非常に良かったと思います。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

（なし）



○教育長 それでは、以上をもちまして平成27年第4回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

いました。

午後 4 時 9 分閉会

平成 2 7 年 第 4 回
足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 平成 2 7 年 4 月 1 0 日 金曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議 事 日 程

頁

- 日程第 1 第 5 2 号議案 足立区教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 日程第 2 第 5 3 号議案 足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について 1
- 日程第 3 26 受理番号 1 平成 2 8 年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情
- 日程第 4 受理番号 1 2 0 1 6 年度より使用する中学校教科書採択についての陳情 4
- 日程第 5 第 5 4 号議案 足立区教育委員会教育長の選挙事務従事について

2 報 告 事 項

- ① (旧) 千寿第五小学校放課後子ども教室安全管理員の慰謝料請求の和解報告について 《永井生涯学習振興公社事務局長》… 5
- ② 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 《太田 学校適正配置担当課長》… 6
- ③ 平成 2 8 年度足立区立中学校使用教科用図書調査項目の決定について 《浮津 教育指導室長》… 8
- ④ 足立区立中学校使用教科用図書採択の日程等について 《浮津 教育指導室長》… 1 6
- ⑤ 第 4 回いじめ問題対策委員会の開催について 《浮津 教育指導室長》… 1 7
- ⑥ 学校事故報告について (平成 2 7 年 3 月分) 《浮津 教育指導室長》… 1 8
- ⑦ 認可保育所開設・運営事業者の決定について 《山根 子ども・子育て施設課長》… 2 0
- ⑧ 区立花畑保育園の民営化に伴う民設民営運営事業者の決定について 《山根 子ども・子育て施設課長》… 2 6

3 その他報告資料

- ① 平成 2 7 年度区立小・中学校の工事予定について [学校施設課]…27
- ② 行事实施結果・行事实施予定 [青少年課]…29
- ③ 行事实施結果・行事实施予定 [生涯学習振興公社]…31

第 5 3 号議案

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 4 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

足立区青少年問題協議会条例（昭和 4 1 年足立区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「6 0 人」を「6 2 人」に改め、
同項第 5 号中「1 0 人」を「1 2 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

青少年問題協議会の委員の構成を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

別紙

現 行	改正案
(組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員<u>60人</u>以内をもって組織する。 (1) 足立区議会議員 4人 (2) 足立区教育委員会委員 1人 (3) 学識経験者 37人以内 (4) 関係行政機関等の職員 8人以内 (5) 足立区に勤務する職員 <u>10人</u>以内	(組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員<u>62人</u>以内をもって組織する。 (1) 足立区議会議員 4人 (2) 足立区教育委員会委員 1人 (3) 学識経験者 37人以内 (4) 関係行政機関等の職員 8人以内 (5) 足立区に勤務する職員 <u>12人</u>以内 付 則 (平成27年 月 日条例第 号) <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

第 5 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 4 月 1 0 日

件 名	足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	1 改正理由 区は平成 2 7 年度を「子どもの貧困対策元年」と位置づけ、「子どもの貧困対策関連事業」に取り組んでいく。足立区青少年問題協議会においても、「子どもの貧困対策」について、関係行政機関と情報を共有し、相互の連絡調整を図っていかなければならない。そこで、足立区に勤務する職員として、子どもの貧困対策に関わりのある子どもの貧困対策担当部長及び産業経済部長を新たに委員として加える必要があるため、足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する。 2 改正内容 (1) 第 3 条中「委員 6 0 人以内」を「委員 6 2 人以内」に改め、足立区に勤務する職員の人数を定める同条第 5 号中「1 0 人以内」を「1 2 人以内」に改める。 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	平成 2 7 年第 7 回教育委員会にて足立区青少年問題協議会条例施行規則を一部改正し、委員及び幹事に区該当職員を加える。

件 名	受理番号 1 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
陳 情 の 要 旨	足立区の中学校で使用する教科書採択にあたり、教員や保護者、区民の意見が反映されるとともに、日本国憲法及び「足立区平和と安全の都市宣言」の精神を考慮されたい。
陳 情 者 住 所 等	請願文書表のとおり
内 容 及 び 経 過	1 教科書採択の内容 学校教育基本法の改正（平成18年）及び学習指導要領の全面改訂（平成20年）に伴い、国際社会を生きる日本人の育成や豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛することなどの趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書の採択を行うとされた。 中学校においては平成28年度から平成31年度まで新たな教科書を使用する。 2 足立区における採択の手順 （1）足立区立中学校使用教科用図書採択要綱（26足教学指発第183号平成26年4月1日教育長決定）の一部改正。 （27足教学指発第66号平成27年4月3日教育長決定） （2）要綱に基づく「調査項目」の決定。 （3）教科用図書研究会を各学校に設置、全教科について調査・研究し、研究報告書を作成のうえ調査委員会に報告。 （4）教科書展示会場に意見用紙を設置、区民意見を集約し、調査委員会、選定委員会及び教育委員会に提供。 （5）教科用図書調査委員会を教科ごとに設置、専門的事項を調査し、研究報告を踏まえて調査報告書を作成のうえ選定委員会に報告。 （6）学校長、保護者で構成する教科用図書選定委員会を設置、調査報告書を検討し、採択資料を作成のうえ教育委員会に報告。 （7）教育委員会において採択 ※ 教科書採択終了後、採択に関する議事録等について公表する。
問 題 点 等	

教 育 委 員 会 報 告

平成27年4月10日

件 名	(旧)千寿第五小学校放課後子ども教室安全管理員の慰謝料請求の和解報告について
所 管 部 課 名	学校教育部教育政策課、足立区生涯学習振興公社
内 容	1 原告 (旧)千寿第五小学校放課後子ども教室のスタッフであった個人 2 被告 足立区 3 内容 慰謝料10万円を請求する 4 請求の要旨 原告は(旧)千寿第五小学校放課後子ども教室のスタッフであったが、千寿第五小学校プール解体工事等の差し止めを求める仮処分の債権者の1人であったことを理由として、足立小学校放課後子ども教室のスタッフとして継続して採用してもらえなかった。これにより、行政の不法行為に基づく損害賠償として10万円の慰謝料の支払いを求める。 5 経過 第3回進行協議手続期日 平成27年 2月23日(月) 第4回進行協議手続期日 平成27年 3月26日(木) 和解期日 平成27年 3月31日(火) 6 和解の要旨 (1) 足立区は、相手方が別の仮処分命令申立事件の申立人であったことが、足立小学校放課後子ども教室実行委員会において、相手方を平成25年4月からの同校放課後子ども教室の安全管理員に選任しなかったことにつながったことを認める。 (2) 足立区は、前項の対応が適切でなかったことを認める。 (3) 足立区は、今後、各小学校の放課後子ども教室の実行委員会(以下「各実行委員会」という。)に対し、各実行委員会が安全管理員を選任するに当たり、足立区、公益財団法人足立区生涯学習振興公社及び各実行委員会との間の放課後子ども教室事業に係る協定書に基づき、足立区に対する訴訟等を申し立てたことのみを理由にその者を安全管理員に選任しないことをしないよう指導及び助言する。 (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
今後の方針	実行委員会等に対して適切な指導助言を行いながら、事業運営に努めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 4 月 10 日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について				
所 管 部 課 名	学校教育部 学校適正配置担当課				
内 容	1 上沼田小学校と鹿浜小学校の適正規模・適正配置実施計画について (1) 上沼田小学校と鹿浜小学校の閉校式について ・ 日 時：平成 27 年 3 月 25 日（水） - 上沼田小学校：午後 2 時 30 分から 鹿浜小学校：午後 3 時から ・ 出席者：町会・自治会関係者、歴代校長、旧教職員、PTA 関係者ほか ・ 主な内容：足立区並びに足立区教育委員会告辞、校旗の返還など (2) 統合新校・鹿浜五色桜小学校の開校式について ・ 日 時：平成 27 年 4 月 6 日（月） 午前 9 時から ・ 場 所：鹿浜五色桜小学校（旧上沼田小学校）体育館 ・ 出席者：町会・自治会関係者、統合地域協議会委員ほか ・ 主な内容：足立区並びに足立区教育委員会告辞、新校旗の授与、新校歌の斉唱など (3) 統合地域協議会ニュースの発行について ・ 統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 【第十二回統合地域協議会(3/2)の内容を、第 12 号として 3 月 18 日に発行】 2 鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について (1) 統合地域協議会の開催状況 ①開催日 <table border="1"> <tr> <th>対象校</th><th>第十回</th></tr> <tr> <td>鹿浜中学校と第八中学校</td><td>3/16</td></tr> </table> ②主な協議事項 【第十回統合地域協議会】 ・ 統合新校の新校舎の設計等について (2) 統合地域協議会ニュースの発行について ・ 統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 【第十回統合地域協議会の内容を、第 10 号として 4 月 9 日に発行】	対象校	第十回	鹿浜中学校と第八中学校	3/16
対象校	第十回				
鹿浜中学校と第八中学校	3/16				

	3 上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画(案)について (1) 実施計画の正式決定について ・平成 27 年 3 月 11 日開催の第一回統合地域協議会において、「実施計画の正式決定」について了承を得られたため、平成 27 年 3 月 20 日付で正式決定(区長決定)とした。 ※実施計画は、添付資料のとおり。 (2) 統合地域協議会ニュースの発行について ・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 【第一回統合地域協議会の内容を、創刊号として 4 月 9 日に発行】
今後の方針	統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、引き続き、具体的な検討を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年4月10日

件 名	平成28年度足立区立中学校使用教科用図書調査項目の決定について
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
内 容	足立区立中学校使用教科用図書採択要綱（別紙1）第2条2項及び第15条に基づき、平成28年度足立区立中学校使用教科用図書調査項目（別紙2）を定めた。 この調査項目に基づき、教育委員会に提出される採択資料の様式見本は、別紙3のとおり。
問 題 点 ・ 今後の方針	足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会を設置し、調査・研究を進めていく。

足立区立中学校使用教科用図書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。）の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、足立区立中学校（以下「中学校」という。）の教科用図書の採択を公正かつ円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を最もよく踏まえている教科用図書を選定する観点から調査・研究を行い、その成果を踏まえて中学校の生徒にとって適切な教科書を採択する。

2 教科用図書の調査・研究は、東京都教育委員会が作成した教科書調査研究資料等を参考に、次の事項を中心に行うものとし、調査項目は採択の都度、別途定める。

- (1) 内容
- (2) 構成及び分量
- (3) 学習活動
- (4) 教科別の長所、特色
- (5) その他の長所、特色

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第13条の規定に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行う。

(会の設置及び所掌事項)

第4条 教育委員会が教科用図書の採択に必要な資料を得るために設置する会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）
 - ア 次号に定める調査委員会及び各学校に第2条に基づく調査・研究を依頼し、その報告を求めること。
 - イ 必要に応じて、各校の研究報告や図書展示期間における区民の感想を調査委員会に参考資料として提供すること。
 - ウ 中学校長に研究会の設置を依頼すること。
 - エ 調査委員会が作成した報告書に基づき、採択のための資料を作成し、教育委員会に提出すること。
- (2) 教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）
 - ア 選定委員会が示す調査項目に基づき、学習指導要領に示された目標に対応する内容等の専門的事項の調査を教科ごとに行うこと。
 - イ 次項に定める研究会の報告を踏まえた調査結果を報告書にまとめ、選定委員会に提出すること。
- (3) 教科用図書研究会（以下「研究会」という。）
 - ア 選定委員会が示す調査項目に基づき、教科ごとに研究し、その成果を調査委員会に報告すること。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は、区立中学校長3名、区立小学校長1名、保護者4名の委員で構成する。

2 選定委員は教育委員会が委嘱し、その任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。

3 教育委員会は、選定委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該委員を解任できる。

4 選定委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 選定委員会には、選定委員長及び選定副委員長をそれぞれ1名置くこととし、教育長が指名する。

6 選定委員長は、選定委員会を統括する。

7 選定副委員長は、選定委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

8 選定委員会は、選定委員長が招集する。

9 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは選定委員長が決定する。

(調査委員会)

第6条 調査委員会は、学校長の推薦を受けた副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭で構成し、構成人数は6名以内とする。

2 調査委員は教育委員会が委嘱し、任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。

3 教育委員会は、調査委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該調査委員を解任できる。

4 調査委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調査委員会には、調査委員長及び調査副委員長をそれぞれ1名置く。

6 調査委員長は教育長が指名し、調査副委員長は調査委員長が調査委員の中から指名する。

7 調査委員長は、調査委員会を統括する。

8 調査副委員長は、調査委員長を補佐し、調査委員長に事故があるときはその職務を代理する。

9 調査委員会は、調査委員長が招集する。

10 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは調査委員長が決定する。

(教科用図書研究会)

第7条 研究会は、当該中学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。

2 研究会は、校長が統括し、副校長が補佐する。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

第8条 中学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書は、中学校の通常学級で使用する教科用図書とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に基づき中学校の通常学級で使用する教科用図書以外の教科用図書を使用する場合は、その都度学校教育法附則第9条図書委員会（以下「図書委員会」という。）を設置し、教育委員会が採択する。

(図書委員会)

第9条 図書委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 特別支援学級設置校校長が選定している教科用図書が、適正であるか審査すること。
- (2) 前号による審査は、東京都教育委員会から提供される調査研究資料に該当するものであることを基準として行うものとし、該当しない場合又は当該選定図書が適正でないと判断される場合、選定理由を当該校長に聴取すること。
- (3) 審査結果を教育長に報告すること。
- 2 図書委員会は、学校教育部教育指導室長、教育指導室担当指導主事、特別支援学級設置小学校長3名、特別支援学級設置中学校長2名で構成する。
- 3 前項の委員のうち、特別支援学級設置小学校長及び特別支援学級設置中学校長は、足立区特別支援学級設置校長会会長の推薦により決定するものとする。
- 4 委員の任期は、7月1日から翌年の3月31日までとする。
- 5 図書委員会には、図書委員長、図書副委員長をそれぞれ1名置く。
- 6 図書委員長は、学校教育部教育指導室長、図書副委員長は学校教育部教育指導室担当指導主事が務める。
- 7 図書副委員長は、図書委員長を補佐し、図書委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 図書委員会は、図書委員長が招集する。

(教科用図書の展示)

第10条 教育委員会は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）に基づき、次の各号に定める教科用図書の展示会を実施する。

- (1) 法定展示会 毎年度、東京都を通じて文部科学省から通知される概ね2週間
- (2) 特別展示会 教科用図書採択の年度、文部科学省から通知される法定展示会に先立つ概ね10日間

(採択及び審議の公正確保)

第11条 採択の公正かつ適正を維持するため、採択に関する選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会は非公開とし、委員は職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(情報公開)

第12条 選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会の各委員名簿、報告書、選定委員会の会議録は、採択終了後足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）に基づき公開する。

(確認書の提出等)

第13条 選定委員会及び調査委員会の委員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、選定委員会及び調査委員会の委員になることができない。

- (1) 教科用図書の発行者の役員、従業員及びその配偶者三親等内の親族
 - (2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上、教科用図書発行者の運営に重要な影響力を有している者
 - (3) 教科用図書及び教師用指導書の著作者
 - (4) 前項の著作者が団体である場合は、その団体役員及びこれに準ずる者
 - (5) 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員
- (所管)

第14条 教科用図書の採択に関する庶務は、教育指導室が所管する。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則 (26足教学指発第183号平成26年4月21日教育長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (27足教学指発第66号平成27年4月3日教育長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

共通項目		
1 内容		
(1) 学習に対する興味・関心を高める工夫がなされているか。		
(2) 基礎的・基本的な内容の扱いが適切で、生徒にとって分かりやすいなどの配慮がなされているか。		
(3) 生徒の実態に応じた補充的な学習や発展的な学習を進めるための工夫がなされているか。		
2 構成及び分量		
(1) 単元(教材)の分量や系統性などの構成が適切であるか。		
(2) 生徒の自主的、自発的な学習を促す構成になっているか。		
(3) 家庭での学習においても活用できる構成になっているか。		
3 学習活動		
(1) 基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図るための配慮がなされているか。		
(2) 課題解決的な学習を進めるための配慮がなされているか。		
(3) 言語活動を充実させるための工夫がなされているか。		
教科別項目		
4 教科別の長所、特色		
国語	国語	(1) 文章を書くことで、自分の考えを広げたり深めたりするなどの配慮がなされているか。
	国語	(2) 目的に応じて本や文章を選んで読んだり日常的に読書に親しんだりできる工夫がなされているか。
社会	書写	(1) 文章を正しく整えて速く書くことができ、学習や生活に役立てるための工夫がなされているか。
	地理 歴史 公民 地図	(1) 我が国の領域をめぐる問題について正しく理解できるよう、適切に記載されているか。
数学		(1) 習熟度別指導や個に応じた指導に対応できるような配慮がなされているか。
理科		(1) 科学的な体験や自然体験の充実を図る内容になっているか。
音楽	一般 器楽 合奏	(1) 我が国や郷土の伝統的な音楽の学習が充実する内容になっているか。
美術		(1) 体験的な創造活動を通して感性を育て、豊かな情操を養う内容になっているか。
保健体育		(1) 運動する意味を理解し、効果を実感できる体力づくりにつなげる工夫がなされているか。
		(2) 自らの健康を適切に管理し、生活習慣などの改善につなげるための工夫がなされているか。
技術・家庭	技術	(1) 工夫・創造の喜びを体験する中で、勤労観や職業観、協調する態度などを育成する内容になっているか。
	技術	(2) 事故防止の指導を徹底するために、安全と衛生に十分配慮した記載になっているか。
外国語	家庭	(1) 身近な生活において具体的に工夫し創造する喜びを体験する中で、男女が協力して生活することの重要性や家庭観などについて確かな考え方を育成する内容になっているか。
	家庭	(2) 事故防止の指導を徹底するために、安全と衛生に十分配慮した記載になっているか。
外国語	英語	(1) 自然な流れのまとまりのある文脈の中で基本的な語彙や文構造を理解し、実際に使用して互いの考えや気持ちを伝え合うための工夫がなされているか。
	英語	(2) 生徒が親しみやすい話題や題材を取り上げるとともに、対話文と叙述文がバランスよく配置されているか。
5 その他の長所、特色		

平成28年度足立区立中学校使用教科用図書／採択資料

教育委員会

教科用図書選定委員会

足立区立中学校使用教科用図書採択要綱第4条第1項に基づき、採択資料を提出します。

教科	国語	種目	国語	発行者	教科書名	教科書番号	調査研究の概要
1 内 容	(1) 学習に対する興味・関心を高める工夫がなされているか。						
	(2) 基礎的・基本的な内容の扱いが適切で、生徒にとって分かりやすいなどの配慮がなされているか。						
	(3) 生徒の実態に応じた補充的な学習や発展的な学習を進めるための工夫がなされているか。						
2 構 成 及 び 分 量	(1) 単元（教材）の分量や系統性などの構成が適切であるか。						
	(2) 生徒の自主的、自発的な学習を促す構成になっているか。						
	(3) 家庭での学習においても活用できる構成になっているか。						

3 学 習 活 動	(1) 基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図るための配慮がなされているか。 (2) 課題解決的な学習を進めるための配慮がなされているか。 (3) 言語活動を充実させるための工夫がなされているか。	
4 教科別の長所・特色	(1) 文章を書くことで、自分の考えを広げたり深めたりするなどの配慮がなされているか。 (2) 目的に応じて本や文章を選んで読んだり日常的に読書に親しんだりできる工夫がなされているか。	
5 その他の長所・特色		

教 育 委 員 会 報 告

平成27年4月10日

件 名	足立区立中学校使用教科用図書採択の日程等について
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
内 容	平成28～31年度に使用する中学校使用教科用図書の採択の内容及び今後の日程について、以下のとおり報告する。 1 採択内容 (1) 採択種目（15種目） 国語・書写・社会(地理的分野)・社会(歴史的分野) 社会(公民的分野)・地図・数学・理科・音楽(一般) 音楽(器楽合奏)・美術・保健体育・技術・家庭(技術分野) 技術・家庭(家庭分野)・英語 (2) 採択する教科書の範囲 「中学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登録される教科書のうちから採択する。 2 教科書展示 平成27年6月9日（火）～6月18日（木）特別展示 平成27年6月19日（金）～7月2日（木）法定展示 （土・日を含む） 展示時間 午前9時～午後7時（足立区役所は午前10時～午後6時） 展示場所 足立区役所（中央本町1-17-1） こども支援センターげんき（梅島3-28-8） 東京芸術センター（千住1-4-1） 3 採択日時 8月7日 教育委員会定例会で採択する予定。 4 採択結果報告 平成27年8月31日までに東京都教育委員会へ報告する。
問 題 点 ・ 今後の方針	足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会を設置し、調査・研究を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年4月10日

件 名	第4回足立区いじめ問題対策委員会について
所 管 部 課 名	学校教育部 教育政策課、教育指導室
内 容	第4回足立区いじめ問題対策委員会を開催したので、下記のとおり報告する。 記 1 開催日時 3月19日（木） 午前10時～午後12時15分 2 報告事項 (1) 第3回いじめアンケート結果と未解決事案について ・アンケート結果は前回報告済 ・未解決事案の内容と対応状況について (2) 平成26年度のいじめ防止の取り組みについて ・教育委員会の取り組みについて メールによるいじめ相談受付件数 17件 ・学校の取り組み状況について (3) 今後のいじめ対策の充実について 3 委員からの意見等 ○ いじめ解消の効果を検証することが大切である。また、学校のいじめ解消の力を保護者等に理解してもらうことも重要である。 ○ 学校は組織全体で問題を捉えていじめに対応することが重要である。学校が徐々にあるべき姿になってきたことがわかった。 ○ 多忙な現実の中で学校は、いじめに関する組織編制や会議の持ち方等簡素化を図る必要がある。発達障がいの子供に関わるいじめなどは、専門家の意見も聞きながら対応する視点が重要である。 ○ 地域住民もいじめ防止に関わった事例は、よい事例である。区民全体がいじめ防止に取り組むような例があれば知りたい。 ○ 保護者や地域と連携するために、いじめ防止の取り組みをうまく伝える努力が大切である。それが子供にも伝わり、いじめの抑止力となる。また、保護者や地域のいじめに関する意識を調査し、意識を高めることも必要である。 ○ いじめ防止や解決に関係する支援組織などを分かりやすく教員に示す冊子などがあると、教員のいじめ対応に役に立つ。
今後の方針	来年度のいじめ防止対策の充実に向け、教育委員会と学校のさらなる連携の推進を図っていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年4月10日

件 名	学 校 事 故 報 告 に つ い て (平成27年3月分)
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
内 容	1 学校事故状況 管理下 5件 (小学校3件、中学校2件) 管理外 3件 (小学校1件、中学校2件) 合計 8件 2 事故内容 (1) 交通事故 ア 道路を横断しようとして、停車する車両脇から飛び出した際、対向車に接触し、転倒、頭蓋骨骨折、脳内出血。(小学校管理外) イ 二人乗りで自転車を運転中、赤信号を見落とし、交差点に進入した際、車両と接触し、転倒、左足親指付け根の打撲 (中学校管理外) (2) 授業中の傷害、打撲等の事故 ア 体育授業で、サッカーの試合中、ボールを蹴ろうとした際、バランスを崩し、転倒、右手を強打し、右手首骨折。(小学校管理下) イ 体育授業で、ハンドボールのゲームの際、目に腕を当てられたことに憤慨し相手生徒を殴打、左頬骨骨折の怪我を負わせる。(中学校管理下) ウ 卒業式の練習の際、椅子に座った状態で、意識を喪失、前方に倒れ、床面で前頭部を打撲。(小学校管理下) (3) 休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故 ア 下校の際、男子生徒Aに頭突きをされた男子生徒Bが、手拳で殴り返したところ、馬乗りになったAに複数回、殴打されたもの。双方、打撲の怪我。(中学校管理下) イ 教室前の廊下を乾拭き中、雑巾を引っ張られた際、前のめりに転倒、床面で顔を打ち、左上前歯の一部欠損。(小学校管理下) (4) その他、暴力・暴行傷害事件等 ア 女生徒Aは、公園内で、他校生(十三中)Bの顔面に膝蹴りを入れる等し、鼻骨骨折等の傷害を負わせ、逮捕される。(中学校管理外) 3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 学校管理(下・外)を含めた事故発生状況を踏まえ、児童・生徒に正しい交通マナーの指導、教養を行うとともに、家庭、地域等への注意喚起を促し、交通事故防止を徹底する。 (2) 授業中の傷害・打撲等の事故防止について 指導内容の管理・指導の徹底を図るとともに、児童、生徒の行動を把握し、危険行為の未然防止に努める。 (3) 休憩時間、放課後等における事故防止について 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を徹底する。
今後の方針	児童・生徒の実態把握について 年度末から新年度にかけ、児童・生徒の人間関係や生活環境が大きく変化する時期であることから、安心して新年度をスタートできるよう、児童・生徒の人間関係や学習に対する不安や悩みなど、一人一人の状況や変容の把握に努める。

学校事故状況

平成26年度3月分（児童・生徒）

教育指導室

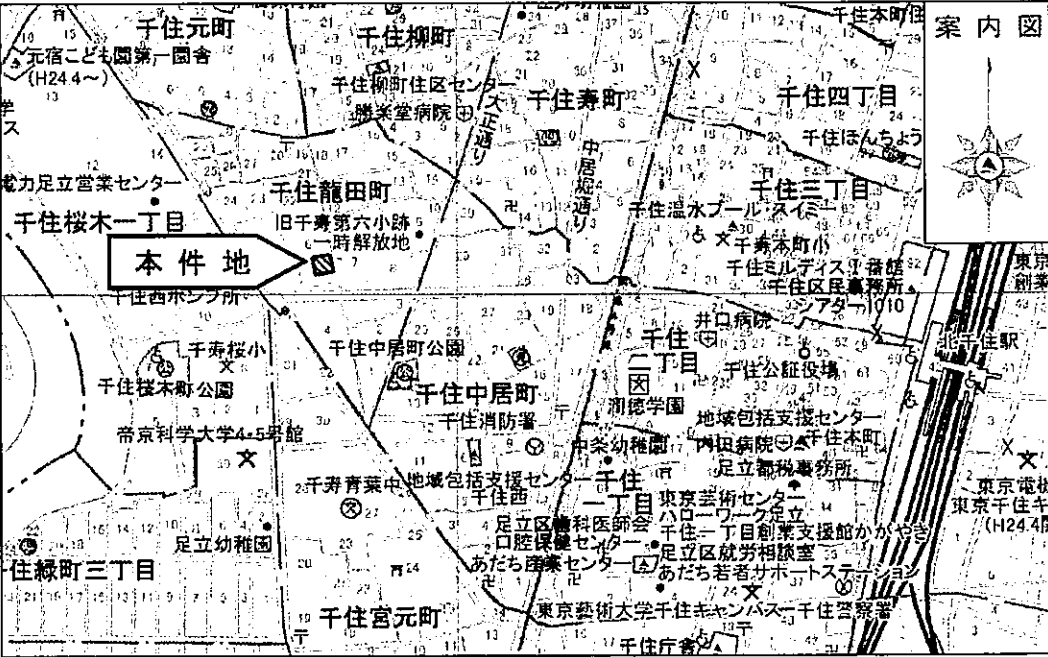
内 訳		管 理 下			管 理 外		合 計
		幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク					1	1
	歩行者・キックボード				1		1
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫		1	1			2
	裂傷・打撲・暴行						
	火傷・熱傷						
	歯目鼻耳等の損傷						
	発症・発作・火傷		1				1
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故（学校行事含む）	骨折・脱臼・捻挫						
	裂傷・打撲・暴行			1			1
	歯目鼻耳等の損傷		1				1
	発症・発作・火傷						
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫						
	歯目鼻耳等の損傷						
暴力・暴行傷害事件						1	1
家出・外泊・行方不明							
窃盗・万引き・恐喝							
対教師暴力							
火災・火傷・火遊び							
その他・地域での怪我							
死 亡	病 死						
	事 故 死						
合 計			3	2	1	2	8

（施 設）

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	

教 育 委 員 会 報 告

平成27年4月10日

件 名	認可保育所開設・運営事業者の決定について										
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課										
内 容	平成27年3月20日に開催した足立区子ども施設指定管理者等選定審査会の選定を経て、平成28年4月に認可保育所を開設し運営する事業者を決定したので、以下のとおり報告する。 1 千住龍田町区有地活用による認可保育所 <table border="0"> <tr> <td>(1) 提案書の提出事業者</td><td>5事業者</td></tr> <tr> <td>(2) 第一次審査対象事業者</td><td>5事業者</td></tr> <tr> <td>(3) 第二次審査対象事業者</td><td>3事業者</td></tr> <tr> <td>(4) 第二次審査プレゼンテーション参加</td><td>3事業者</td></tr> <tr> <td>(5) 決定事業者</td><td></td></tr> </table> 名 称：社会福祉法人 信正会 代 表 者：理事長 尾上 正史 所 在 地：福岡県福岡市早良区田村六丁目21番7号 運 営 施 設：もみじの森保育園（福岡市） ※採点結果の詳細は別紙1のとおり (6) 施設計画 ア 認可保育所（民設民営） イ 定員80名（0歳～5歳）予定 ウ 平成28年4月開設予定 エ 保育所予定地 千住龍田児童遊園跡地（千住龍田町6番地内） 	(1) 提案書の提出事業者	5事業者	(2) 第一次審査対象事業者	5事業者	(3) 第二次審査対象事業者	3事業者	(4) 第二次審査プレゼンテーション参加	3事業者	(5) 決定事業者	
(1) 提案書の提出事業者	5事業者										
(2) 第一次審査対象事業者	5事業者										
(3) 第二次審査対象事業者	3事業者										
(4) 第二次審査プレゼンテーション参加	3事業者										
(5) 決定事業者											

2 新田二丁目区有地活用による認可保育所

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 提案書の提出事業者 | 2 事業者 |
| (2) 第一次審査対象事業者 | 2 事業者 |
| (3) 第二次審査対象事業者 | 2 事業者 |
| (4) 第二次審査プレゼンテーション参加 | 2 事業者 |
| (5) 決定事業者 | |

名 称：株式会社 こどもの森

代 表 者：代表取締役 久芳 敬裕

所 在 地：東京都国分寺市光町二丁目 5 番地 1

運 営 施 設：ココロット保育園（足立区）ほか認可 57 所、認証 24 所

※採点結果の詳細は別紙 2 のとおり

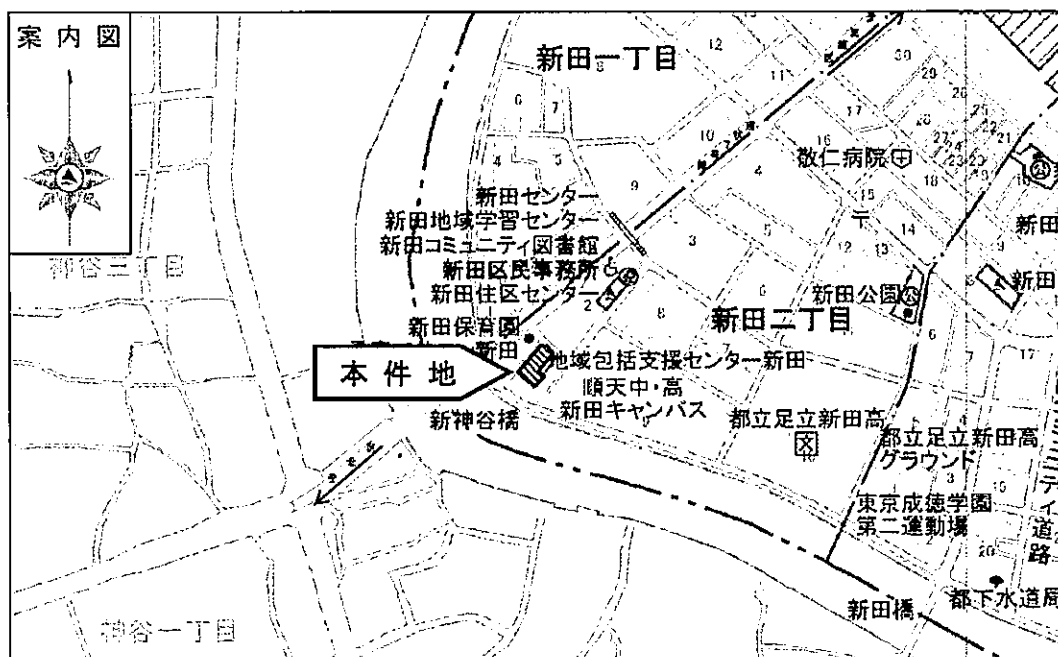
(6) 施設計画

ア 認可保育所（民設民営）

イ 定員 60 名（0 歳～5 歳）予定

ウ 平成 28 年 4 月開設予定

エ 保育所予定地 地域包括支援センター新田跡地（新田二丁目 1 番地内）



3 千住地域における民設民営による認可保育所

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 提案書の提出事業者 | 1 事業者 |
| (2) 第一次審査対象事業者 | 1 事業者 |
| (3) 第二次審査対象事業者 | 1 事業者 |
| (4) 第二次審査プレゼンテーション参加 | 1 事業者 |
| (5) 決定事業者 | |

名 称：株式会社 こどもの森

代 表 者：代表取締役 久芳 敬裕

所 在 地：東京都国分寺市光町二丁目 5 番地 1

運 営 施 設：ココロット保育園（足立区）ほか認可 57 所、認証 24 所

※採点結果の詳細は別紙 3 のとおり

(6) 施設計画

- ア 認可保育所（民設民営）
- イ 定員80名（0歳～5歳）予定
- ウ 平成28年4月開設予定
- エ 保育所予定地 千住緑町二丁目5番地内



今後の方針

平成28年4月開設に向け決定事業者と協議を進めていくとともに、保育所建設について地元にて丁寧に説明を行うよう要請する。

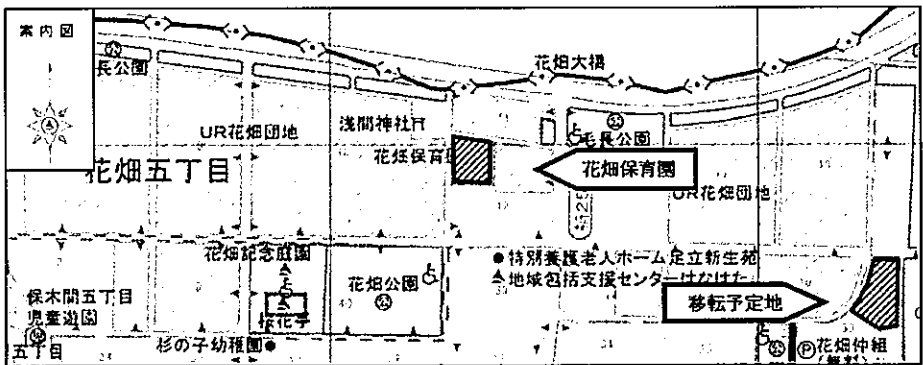
千住龍田町区有地活用による認可保育所 指定管理者選考審査項目及び審査結果表 平成27年3月20日実施																										
第二次選考(プレゼンテーション等)																										
	施設 運営		保育 教育		園長の適性				人材 育成		利用者の 利便性				地域 連携		施設管理 運営体制			個人 情報	運営の安定性			第二次審査結果合計		
	保育事業方針	保育環境の整備	幼児教育の取組み	就学前保育・教育に対する考え方	熱意・意欲・誠実さ	社会貢献	指導力・対応力	危機管理能力	保育士の専門性・研修計画	保育士の自己評価のしくみ	保護者の意見・要望の反映	的確な情報発信	保育サービスの充実	自主事業の工夫	子育て家庭への支援	地域資源の活用	園児の安全・衛生・健康管理	防犯体制・施設整備	トラブル対応	取扱いルール・明示・教育	職員採用計画及び確保の考え方	職員体制	経営の安定性			
信 正 会	1,600	1,600	1,600	1,600	800	800	800	800	1,600	1,600	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	1,600	27,200	100 %
	1,240	1,190	1,200	1,200	610	575	560	600	1,240	1,160	540	590	620	600	580	595	580	600	570	555	610	615	1370	20360	74.85 %	
	1,170	1,120	1,130	1,070	630	580	580	610	1,120	1,140	550	520	610	570	580	560	560	550	540	580	570	590	1,390	19,720	72.5 %	
A	1,160	1,020	1,060	1,020	565	565	500	510	1,040	1,020	520	500	540	540	510	510	570	550	510	540	520	500	1,170	18,240	67.06 %	
B																										
																								配 点		

新田二丁目区有地活用による認可保育所 選考審査項目及び審査結果表 平成27年3月20日実施																															
第二次選考(プレゼンテーション等)																															
		施設運営		保育教育		園長の適性				人材育成		利用者の利便性				地域連携		施設管理運営体制		個人情報		運営の安定性		第二次審査結果合計	配点	こどもの森	A				
		保育事業方針	保育環境の整備	幼児教育の取組み	就学前保育・教育に対する考え方	熱意・意欲・誠実さ	社会貢献	指導力・対応力	危機管理能力	保育士の専門性・研修計画	保育士の自己評価のしくみ	保護者の意見・要望の反映	的確な情報発信	保育サービスの充実	自主事業の工夫	子育て家庭への支援	地域資源の活用	園児の安全・衛生・健康管理	防犯体制・施設整備	トラブル対応	取扱いルール・明示・教育	職員採用計画及び確保の考え方	職員体制					経営の安定性			
		1,600	1,600	1,600	1,600	800	800	800	800	1,600	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800					800	800	27,200	100%
		1,220	1,290	1,260	1,240	585	600	585	585	1,230	1,230	620	620	620	620	620	600	580	610	610	570	550	610					610	630	21,070	77.46%
		1,200	1,160	1,210	1,130	535	500	480	480	1,190	1,070	580	570	630	620	620	610	590	610	570	630	610	610					570	570	19,835	72.92%

25

教 育 委 員 会 報 告

平成27年4月10日

件 名	区立花畑保育園の民営化に伴う民設民営運営事業者の決定について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	区立花畑保育園は、保育需要の増加及び園舎の老朽化に伴い、園舎拡張を伴う建替えを行うこととなった。 建替えにあたっては、新園舎建設と同時に民営化することとし、I2街区を保育所用地としてUR都市機構が認可保育所整備・運営事業者の公募を行った。その結果、運営する事業者が決定したため、以下のとおり報告する。 【花畑保育園の民営化に伴う認可保育所】 1 決定事業者 名 称：社会福祉法人 ^{れもんかい} 檸檬会 代 表 者：前田 効多郎 所 在 地：和歌山県紀の川市古和田268-2 運 営 施 設：レイモンド南鎌田保育園（大田区） レイモンド橋本保育園（相模原市） 他、関東6園、関西・愛知県13園 ※ なお、UR都市機構の入札が第1順位であった社会福祉法人 ^{もりたむつみかい} 毛里田睦会 は棄権したため、第2順位の社会福祉法人檸檬会となった。 2 提案書の提出及び区審査対象事業者 3事業者 3 UR都市機構入札対象事業者 2事業者 4 施設計画 (1) 認可保育所（民設民営） (2) 定員170名（0歳児～5歳児）予定 (3) 平成28年4月開設予定 (4) 保育所予定地 足立区花畑三丁目（花畑団地I2街区） 
今後の方針	平成28年4月1日開設に向け決定事業者と協議を進めていくとともに、保育所整備についてまちづくり協議会及び近隣住民等に丁寧に説明するよう要請する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成27年4月10日

件 名	平成27年度区立小・中学校の工事予定について
所 管 部 課 名	学校教育部 学校施設課 計画調整係
内 容	「平成27年度学校工事予定表」を各学校に配布する。
今後の方針	

平成27年度 学校工事予定表

校名	工事件名	工事件名	工事件名
千寿本町小学校	校庭改修その他工事 (夏秋工事)		
西伊興小学校	外壁改修工事 (夏工事)		
寺地小学校	校庭改修工事 (夏秋工事)	北側便所改修その他工事 (夏秋工事)	プール改修工事 (秋工事)
	放送設備改修工事 (夏工事)		
亀田小学校	増築その他工事 (2ヵ年工事)	給排水衛生設備工事 (2ヵ年工事)	空調設備工事 (2ヵ年工事)
	電気設備工事 (2ヵ年工事)		
弘道小学校	校庭改修その他工事 (夏秋工事)	西側便所改修その他工事 (夏秋工事)	プール改修工事 (秋工事)
大谷田小学校	校庭・プール改修その他工事 (夏秋工事)	西側便所改修その他工事 (夏秋工事)	
長門小学校	校庭改修その他工事 (夏秋工事)	西側便所改修その他工事 (夏秋工事)	プール改修工事 (秋工事)
	電灯分電盤改修工事 (秋工事)	放送設備改修工事 (秋工事)	冷暖房機改修工事 (夏工事)
六木小学校	給水設備改修その他工事 (夏秋工事)		
洲江第一小学校	プール給水管改修工事 (秋冬工事)		
西保木間小学校	プール改修その他工事 (春夏工事)		
東伊興小学校	受変電設備改修工事 (秋工事)		
第六中学校	内装改修その他工事 (夏秋工事)	東側校舎改修電気設備工事 (夏秋工事)	東側便所改修その他工事 (夏秋工事)
第十三中学校	受変電設備改修工事 (夏工事)		
江南中学校	外装改修その他工事 (夏秋工事)		
鹿浜中学校	普通教室化粧改修その他工事 (夏秋工事)	空調設備改修その他工事 (夏秋工事)	電気設備改修工事 (夏秋工事)
蒲原中学校	教室床改修工事 (夏工事)		
栗島中学校	プールピット配管取替その他工事 (夏秋工事)		

行 事 実 施 結 果

3 月 1 日～3 月 3 1 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
3/1 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5 名
3/4 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10 名
3/7 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5 名
3/8 (日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9:00～16:00	ギャラクシティ	共催	20 名
3/8 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10 名
3/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10 名
3/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5 名
3/14 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5 名
3/15 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10 名
3/15 (日)	あだち日曜教室開講式	9:30～16:00	庁舎ホール	主催	69 名
3/15 (日)	こどもみーていんぐ	10:00～16:30	ギャラクシティ	共催	69 名
3/15 (日)	地域ジュニア交流会	9:00～16:00	宮城ゆうゆう公園	共催	43 名
3/17 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10 名
3/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10 名
3/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5 名
3/21 (土)	親子体験キャンプ	10:00～16:00	都立舎人公園	共催	37 名
3/22 (日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9:00～16:00	ギャラクシティ	共催	20 名
3/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10 名
3/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	7 名
3/28 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5 名
3/28 (土)	こどもみーていんぐ	10:00～16:30	ギャラクシティ	共催	40 名
3/29 (日)	こどもみーていんぐ	10:00～16:30	ギャラクシティ	共催	40 名
3/28 (土) ～29 (日)	キャンプの達人になろう中・上級編	28 日 10:00～ 29 日 16:00 まで	宮城ゆうゆう公園	共催	11 名

行 事 実 施 予 定

4 月 1 日～4 月 3 0 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
4/1 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/5 (日)	指導者クラブ・ジュニアリーダーズクラブ発足準備会	13:00～16:00	ギャラクシティ多目的室	共催	50 名
4/5 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/8 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/11 (土)	Gユニ定例会	10 : 00-12 : 00	ギャラクシティ	主催	20 名
4/12 (日)	あだち日曜教室開講式	9 : 30～16 : 00	庁舎ホール	主催	60 名
4/12 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/15 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
4/18 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
4/18 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	5 名
4/19 (日)	Gユニ定例会	10 : 00-12 : 00	ギャラクシティ	主催	20 名
4/19 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/21 (火)	紙芝居講座	19 : 00～21 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
4/22 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
4/25 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
4/26 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/29 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名

行事实施結果 (3月1日～3月31日)

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加人数
3/3(火)	小学校アウトリーチコンサート 出演：田中靖人、白石光隆	2・3校時	西伊興小学校	主催	1年1組 26名 1年2組 26名
3/4(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	桜花小学校	共催	14名
3/6(金)	放送大学連携講座 「言い訳と自己正当化の心理学」	10：00～12：00	生涯学習センター	主催	65名
3/6(金)	マイタウンコンサート 出演：西田幹、原ひとみ、城綾乃	14：00～15：00	都市農業公園	主催	220名
3/10(火)	放課後子ども教室 新任安全管理講習会	10：00～11：30	生涯学習センター	主催	25名
3/11(水)	企業連携講座「おもちゃ講座」	14：00～15：00	中川北小学校	共催	12名
3/11(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	鹿浜第一小学校	共催	6名
3/16(月)	ふれあいコンサート事前アウトリーチ	13：30～14：00	綾瀬なないろ園	主催	60名
3/18(水)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	長門小学校	主催	1年1組 29名 1年2組 27名
3/22(日)	足立ジュニア吹奏楽団 第25回定期演奏会	14：00～16：00	西新井文化ホール	主催	450名
3/27(金)	第42回あだちアートリンクカフェ	18：30～20：00	東京芸術センター	主催	27名
3/30(月)	ふれあいコンサート	13：30～14：30	綾瀬なないろ園	主催	60名
3/9～ 3/18	おりがみサポーターによる「キッズおりがみ教室」(12会場)		千寿桜小、舎人小、弘道小、加平小、伊興小、西保木間小、新田小、竹の塚小、本木小、千寿第八小、梅島第一小、舎人第一小、千寿常東小	主催	195名

行事实施予定（4月1日～4月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加予定人数
4/4(土)	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 「花と音楽と茶道の集い」	11:00～11:30	興本扇学園体育館	共催	300名
4/8(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	10:00～11:30	西新井小学校	主催	16名
4/8(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	13:00～14:30	東加平小学校	主催	8名
4/9(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	15:00～16:30	寺地小学校	主催	23名
4/11(土)	平成27年度 足立ジュニア吹奏楽団入団式	15:00～16:00	島根小学校体育館	主催	新入団員12名
4/13(月)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	10:00～11:30	千寿本町小学校	主催	21名
4/15(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	10:00～11:30	千寿常東小学校	主催	15名
4/15(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	17:00～18:30	弥生小学校	主催	14名
4/20(月)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	12:50～14:20	伊興小学校	主催	20名
4/23(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	14:00～15:30	本木小学校	主催	14名
4/23(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	19:10～20:40	千寿第八小学校	主催	20名
4/24(金)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	10:30～12:00	花保小学校	主催	25名
4/24(金)	第43回あだちアートリンクカフェ ゲスト:胡舟ヒフミ、小日山琢也	18:30～20:00	東京芸術センター 会議室	主催	30名
4/26(日)	体験プログラム 読み語りキャラバン in 竹の塚地域学習センター	18:30～20:00	竹の塚地域学習セン ターホール	主催	200名
4/28(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	13:00～14:30	花畑第一小学校	主催	25名
4/29(祝)	指導者講習会 コーディネーショント レーニング～高齢者向けプログラム～	10:00～15:00	生涯学習センター 講堂	主催	30名
4/30(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会	13:30～15:00	梅島第二小学校	主催	14名